

1 はじめに

本報告は、日本において発生したすべての人口動態事象について取りまとめたもので、平成 19（2007）年度に続いて今回で 3 回目である。

我が国の人口動態調査は、明治 32 年に近代的な統計調査として確立され、以来 100 年余にわたって我が国の主要統計の一つとして整備が図られてきた。人口動態調査は、多くの国と同様、人口動態事象の登録、すなわち日本では戸籍法などの規定による各種届出に基づいて作成されている。外国人についても、戸籍法で届出が義務づけられており、人口動態調査の対象となっているが、国内の外国人の割合が小さいこと、事象発生の把握の完全性が低いと考えられることから、人口動態統計報告書では、日本において発生した、日本人の事象を中心に集計している。

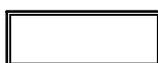
一方、特に昭和 60 年頃より国内に在住する外国人が増加し、総人口に占める割合は現在では 1%を超えている。また、国連の「人口動態統計制度のための原則と勧告」によると、原則として、当該国内で発生した事象はすべて集計対象とすることとされており、国際的には国土全体の発生数を取っているところが多い。そのような背景から、本特殊報告は、日本における外国人の事象を、従来からの日本における日本人の人口動態統計に合わせて集計したものである。

本特殊報告では、当該年に発生したもののみ集計対象とした。本特殊報告及び人口動態統計の集計客体の範囲については、以下にまとめている。

【参考】集計客体

	日本における日本人	日本における外国人	外国における日本人
出生 ¹⁾	父母ともに日本人 父母の一方が日本人 (子が日本人)	父母ともに外国人 (子が外国人)	父母ともに日本人 父母の一方が日本人
死亡	日本人	外国人	日本人
死産 ²⁾	父母ともに日本人 父母の一方が日本人	父母ともに外国人	
婚姻	夫妻ともに日本人 夫妻の一方が日本人	夫妻ともに外国人	夫妻ともに日本人 夫妻の一方が日本人
離婚	夫妻ともに日本人 夫妻の一方が日本人	夫妻ともに外国人	夫妻ともに日本人 夫妻の一方が日本人

注： 1) 出生は、昭和60年の国籍法の改正により上記のとおりとなった。
昭和59年以前は、母が日本人で父が外国人の出生子は外国人であった。
2) 平成6年以前の死産は、母の国籍による。



： 本特殊報告



： 人口動態統計報告書

(日本における外国人、外国における日本人及び前年以前発生
のものは別掲)